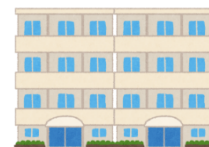


平成31年度 離職した介護人材の再就職準備金貸付制度 募集要領

この制度は、「**介護職員※**」として1年間以上勤務していた有資格者（介護福祉士、実務者研修・初任者研修修了者等）が、介護職員として再就職する際に、必要な費用を貸し付けます。その再就職日から引き続き2年間、**大阪府内の社会福祉施設等**で週20時間以上、「**返還免除対象業務※**」に従事することで、返還が免除となります。

※この制度における「**介護職員**」とは、以下の返還免除対象業務に従事される方です。
ただし、登録型ホームヘルパーは含まない。

※「**返還免除対象業務**」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業若しくは同号ロに規定する第一号通所事業を実施する事業所において提供される介護等の業務です。



介護保険の居宅・施設サービス

で介護職として勤務

↓ 離職



介護保険の居宅・施設サービス

に介護職として再就職

申請について

1. 貸付対象者

下記要件の①から⑤のすべてを満たすことが必要です。

- ① 大阪府内の市町村に住民登録をしている者 又は 大阪府内で介護職員として就労する者
- ② 介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業若しくは同号ロに規定する第一号通所事業を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護等の業務である者（以下「**介護職員**」という。）として、実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者。
- ③ 介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者。
 - ・介護福祉士
 - ・介護福祉士実務者研修修了者
 - ・介護職員初任者研修、介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修1級課程、2級課程いずれかの修了者
- ④ 介護職員として、週20時間以上勤務することとなった者。
- ⑤ 直近の介護職員としての離職日から、再就職する日までの間に、予め大阪福祉人材支援センターに氏名及び住所等の「**求職登録**」もしくは「**離職した介護福祉士等の届出制度**」による届出を行っている者。
★離職した介護福祉士等の届出制度の登録方法はホームページおよび同封のチラシをご覧ください。

2. 貸付限度額 金 400,000円以内（申請は千円単位）

再就職する際に必要となる費用を申請いただけます。

※貸付対象となる経費の一例（生活費は対象となりません）

- 子どもの預け先を探す際の活動費 転居を伴う場合の費用
- 介護に係る軽微な情報収集や学び直し（講習会・書籍など）にかかる費用、国家試験の受験手数料など
- 被服費（介護業務に関する道具を入れる鞆、介護職員として働くために必要な靴など）
- 通勤用の自転車・バイクの購入費

3. 貸付回数 1人につき1回

4. 貸付の利子 無利子

5. 申請方法など

■募集期間：2019年4月1日～2020年3月20日（必着）

■定員：年間500人程度（先着順）

■申請時期：返還免除対象業務に再就職が内定したときから、就職する日まで

■提出先：大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 離職した介護人材の再就職準備金貸付担当へ
郵送（簡易書留または特定記録郵便を使用）もしくは直接持参

■審査：申請に必要な書類を提出いただき次第、随時、審査を行います。

6. 申請に必要な書類 ※必要な様式は府社協まで資料請求してください。

- ① 離職した介護人材の再就職準備金貸付申請書（以下、「申請書」という）（様式第1-1号）
- ② 申請者を含む世帯全員の記載された住民票（申請日より前3カ月以内に発行され、マイナンバーの記載がないもの。外国籍の方は在留資格および在留期限が記載されているもの）
- ③ 実務経験証明書（様式第20-1号）
- ④ 介護福祉士登録証または研修修了証明書（写し）
- ⑤ 採用（予定）証明書（様式第2号）
- ⑥ 連帯保証人にかかる書類

◎**個人の場合**：収入を証明するもの（直近の府・市町村民税課税証明書、源泉徴収票（写し）など）

◎**法人の場合**：a 貸付に同意する旨が議決された理事会・取締役会等の議事録又は稟議書

b 申請者に通知した雇用契約書（雇用契約がある場合）※**いずれも原本証明のある（写し）**

※法人の場合は、あらかじめ、府社協の審査を受け承認を得ていることが必要です。

詳細は府社協へお問い合わせください。

7. 申請に関する留意点

- ① 申請者及び連帯保証人は、返還の事由に該当した場合、返還義務が生じることを十分認識していただき、自筆で署名・捺印してください。
- ② 連帯保証人が1名必要です。

◎**個人の場合**

・下記の⑦・⑧・⑨の要件をすべて満たす方を連帯保証人としてください。

⑦独立した生計を営んでいる。⑧申請日において年齢が65歳未満である。⑨安定した収入がある。

・日本国内に居住する成年の者に限ります。生活福祉資金等、各都道府県社会福祉協議会が実施している貸付金の連帯保証人となっている方、過去に生活福祉資金等の貸付を受けて返還している場合で、その返済を滞納している方は連帯保証人となることはできません。

・複数の貸付に対して同一人が連帯保証人になることはできません。また、申請者同士が互いに連帯保証人となることはできません。

◎**法人の場合**

・あらかじめ、府社協の事前審査が必要です。

（事前審査の方法及び要件については、府社協にお問い合わせください）

- ③ 未成年者が申請する場合は、法定代理人（親権者・後見人）の同意が必要です。申請様式が異なりますので、府社協へお問い合わせください。

貸付について

1. 貸付の決定

書類による審査を行い、結果を郵送にて通知します。

2. 貸付決定後の手続き

貸付の決定を受けた方は、決定通知を受けた日から14日以内に以下の書類を府社協に提出してください。郵送の場合は、簡易書留または特定記録郵便をご利用ください。

- ① 離職した介護人材の再就職準備金借用証書（様式第5号）
※収入印紙（10万円以内は200円、10万1千円以上40万円以内は400円）を貼り付け
- ② 誓約書（様式第4号）
- ③ 本人及び連帯保証人の印鑑登録証明書（契約日より前3カ月以内に発行されたもの）
- ④ 貸付金振込口座届出書
- ⑤ 貸付金の振込先となる銀行口座の通帳の写し（金融機関コード、支店コード、口座番号、口座名義等が確認できるもの）

3. 貸付決定後の取扱い

借用証書、連帯保証人に係る書類等の確認を行ったうえで、貸付を行います（一括で貸付）。貸付を受けた方（以下「借受人」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除し、貸付金を返還していただきます。

- ① 借受人であることを辞退したとき。
- ② 業務外の事由による死亡・心身の故障のため、返還免除対象業務に従事する見込みがなくなったとき。
- ③ 虚偽その他不正な方法により貸付を受けたことが明らかとなったとき。
- ④ その他貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

貸付後の手続き

1. 報告・申請

貸付後は、以下の報告・申請に係る書類を提出してください。

〔1〕就職したとき

- ①返還猶予申請書
- ②業務従事開始届（様式第14号）

〔2〕就職して1年経過したとき（返還猶予1年目）

- ①現況報告書
- ②業務従事期間証明書（様式第16号）

〔3〕就職して2年経過したとき（返還猶予2年目及び返還免除申請時）

- ①再就職準備金返還免除申請書（様式第7号）
- ②現況報告書
- ③業務従事期間証明書（様式第16号）

◎現況報告書の提出については、該当する時期に府社協より、提出様式を送付しますので、必ず提出してください。提出がない場合、返還免除対象業務に従事していないものとみなし、借受人もしくは連帯保証人に返還を請求することがあります。

◎業務従事先を変更したときは業務従事先等変更届（様式第15号）に業務従事期間証明書（様式第16号）を添えて、直ちに府社協に届け出てください。

◎転職や休職（出産等）の場合はすみやかに府社協に連絡してください

2. 返還猶予

次の場合は、その事由が継続している間、申請により返還が猶予されます。

- ① 大阪府内において返還免除対象業務に従事しているとき。
- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

3. 返還免除

次の場合は返還債務の全部が免除となります。

- ① 借受人が、返還免除対象業務に従事した日から、引き続き2年間従事したとき。
(なお、災害、負傷、疾病その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかったときは、引き続き当該業務に従事しているものとみなします。ただし、業務に従事できなかった期間は算入しません。なお、法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、大阪府以外の都道府県において返還免除対象業務に従事したときは、引き続き当該業務に従事しているものとみなし、返還免除対象業務の従事期間に算入します)
- ② 返還免除対象業務に従事している期間内に、労働災害の認定を受け、当該業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき。

※返還免除対象業務に従事した期間が2年に満たない場合であっても、1年以上の期間、返還免除対象業務に従事した場合は、返還金額を一部免除することができます(ただし、退職の事由によっては適用しません)。

4. 返還

返還免除や猶予の事由に該当する場合を除き、責任を持って返還しなければなりません。また、借受人が何らかの理由により返還できなくなった場合は、連帯保証人に、その債務を負担していただきます。

★返還となる場合

- ① 離職した介護人材の再就職準備金の貸付契約が解除されたとき。
- ② 大阪府内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- ③ 大阪府内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④ 返還免除対象業務以外の事由により死亡し、又は心身の故障により大阪府内において返還免除対象業務に従事できなくなったとき。

(1) 返還期間

返還事由に該当することとなった日の属する月の翌月から6カ月以内に、一括もしくは分割により返還していただきます。

(例) 貸付額 400,000 円が返還になった場合 ⇒ 月々の返済額 約 66,666 円×6 カ月分

(2) 返還方法

原則、返還は借受人本人名義の預金口座から、当会契約の収納代行会社(りそな決済サービス株式会社)を通じて、自動振替します。

(3) 延滞利息

正当な理由なく、返還すべき日までに返還しなかったときは、その翌日から返還した日までの日数に応じて、年5%の延滞利息を返還金と併せて支払っていただきます。

申請に関する問い合わせ先

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 再就職準備金貸付担当

〒542-0065 大阪府中央区中寺1丁目1-54 大阪社会福祉指導センター内

TEL: 06-6776-2943 (平日 9:00~17:00 受付) FAX: 06-6761-5413

(ホームページ) <http://www.osakafusyakyō.or.jp/fcenter> 申請書など様式の資料請求はコチラ→

